

弥富市ネーミングライツ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市(以下「市」という。)が所有する施設等(以下「市の施設等」という。)に対する命名権を付与することにより、愛称が命名された当該施設等の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに、新たな自主財源の確保を図るためのネーミングライツ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体(以下「法人等」という。)又は法人等で構成される団体。
- (2) 命名権 事業者等が市の施設等の愛称を決定する権利
- (3) ネーミングライツ 事業契約により、市長が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者等(以下「命名権者」という。)からその対価(以下「命名権料」という。)を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業
- (4) 愛称 命名権者が命名した名称

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、市の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないものとする。

- 2 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 市は、条例等に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく条例等に規定する施設等の名称を使用するものとする。

(対象施設等)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、スポーツ施設、文化施設、

公園その他市が所有する公共施設又はその一部等とする。ただし、市がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等は対象外とする。

2 対象施設等の選定は、市長が行う。ただし、選定しようとする施設等が指定管理者制度導入施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。)の場合は、市長と指定管理者が協議の上、市長が選定するものとする。

(命名権の付与期間)

第5条 命名権を付与する期間は、3年以上5年以下の期間とする。ただし、市長は、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、命名権を付与する期間を別に設定することができる。

(募集)

第6条 市長は、命名権者の募集を、原則として公募で行うものとする。

2 公募をする際は、市ホームページ等により広く募集するものとする。

3 命名権料その他必要な事項については、対象となる施設等ごとの命名権者募集要項で定めるものとする。

(応募)

第7条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市町村税に滞納がある者

(2) 本市において指名停止を受けている者

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中の者又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続中の事業者市税等(国税、県税を含む。以下同じ。)を滞納している事業者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者

(5) 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者

(6) たばこに係る業種又は事業者

(7) ギャンブル(宝くじを除く。)に係る業種又は事業者

(8) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者

- (9) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (10) 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある事業者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認める者

2 命名権者に応募する者は、命名権申込書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書(法人である場合に限る。)
- (4) 直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- (5) 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち、募集要項に定めるもの
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(愛称の表記範囲)

第8条 ネーミングライツ事業により、事業者が表記する愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- (4) 社会問題等の主義、主張等に係るもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) 救縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- (7) 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (8) 人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの
- (9) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- (10) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの

- (11) その他施設等に表記する愛称として適当でないと市長が認めるもの

(審査機関)

第9条 ネーミングライツ事業に係る審査は、弥富市有料広告要綱第5条に規定する弥富市有料広告審査委員会(以下「審査会」という。)が行う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会を設置する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときその他特別の事情があると認めるときは、審査会の開催に代えて、事案の持ち回り決裁により審査に代えることができるものとする。

3 審査会の委員長が緊急を要する又は必要と認めた場合は、委員に回議して、委員長の決裁を受けることにより、審査会の審査に代えることができるものとする。
(会議)

第10条 審査会の会議は、命名権者の応募があったとき又は必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

5 議長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(決定及び通知)

第11条 市長は、審査会の審査の内容及び結果を尊重し、応募された愛称の採用の可否及び命名権者を決定するものとする。

2 市長は、第7条の規定により応募した者に対し、採用を決定したときは、命名権者決定通知書(別記第2号様式)により通知しなければならない。

(契約)

第12条 市長は、命名権者決定通知書により通知を受けた者と契約を締結するものとする。

(費用負担区分)

第13条 当該ネーミングライツ事業に係る施設等の案内看板のうち、市が設置しているものの表示名変更に係る経費及びその他の経費については、命名権者が負担するものとする。ただし、表示名変更等の対象となる施設案内看板及び新たに設置する施設案内看板については、必要に応じて市長及び命名権者の協議により決定する。

2 前項の規定にかかわらず、市長及び命名権者は、協議により費用負担区分を変更することができるものとする。

3 契約期間の満了及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とする。

(命名権料の納入)

第 14 条 命名権者は、弥富市予算決算会計規則（平成 12 年規則第 12 号）に定める納入通知書により、年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、市長及び命名権者は、協議により支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(指定管理者との協議)

第 15 条 命名権が付与された施設等が指定管理者制度導入施設の場合、市長、指定管理者及び命名権者は、愛称の使用に関し必要な事項について協議することとする。

(愛称変更の禁止)

第 16 条 命名権を付与する期間内における愛称の変更は、市長が特に必要と認める場合を除き、行えないものとする。

2 市長は、愛称の変更を必要と認める場合は、変更の可否について命名権者と協議することとする。

3 前項の場合において、指定管理者制度導入施設においては、命名権者及び指定管理者と協議することとする。

(愛称の周知)

第 17 条 市長は、命名された愛称について、速やかに利用団体等の関係機関に周知するものとする。

(契約の解除)

第 18 条 命名権者の都合により、命名権の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 命名権者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、命名権付与契約解除申出書(別記第 3 号様式)を、市長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) 命名権者が、法令、条例、規則又は要綱等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 前条の規定により、命名権者から契約解除の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、命名権付与取消決定通知書(別記第4号様式)により命名権者に通知するものとする。

3 前項の規定により命名権の付与を取り消した場合、第14条の規定により既に納入された命名権料については、返還しないものとする。

(庶務)

第20条 審査会の庶務は、総務部財政課において行う。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。